

教養・協働教育部門協働教育ユニット運営に関する申合せ

平成29年5月2日
部 門 会 議 決 定

(趣旨)

第1 この申合せは、教養・協働教育部門設置要項（以下「設置要項」という。）第4条第6項に基づき、協働教育ユニット（以下「ユニット」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2 ユニットは、和歌山大学における学生の主体的な協働学習の教育に係る企画・運営するとともに、学生及び青少年の自主的創造的科学活動を促進することを目的とする。

(業務)

第3 ユニットは、第2に定める目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 主体的な協働学習を重視した教育方法の研究開発に関すること
- (2) 学生が社会で必要とされる基礎的能力の涵養に関すること
- (3) 学生の社会的・職業的自立のための教育に関すること
- (4) 学生及び青少年の自主的創造的活動を促進するための各種催しの実施に関すること
- (5) その他ユニットの目的を達成するために必要な業務

(構成員)

第4 ユニットは、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) ユニット代表（設置要項第4条第7項）
- (2) ユニット員
- (3) 学部選出員（各学部1名）
- (4) ユニット代表が指名した者

2 ユニット員は、ユニット所属の教職員とする。

(協働教育ユニット会議)

第5 ユニットに関する管理運営を円滑に行うために、協働教育ユニット会議を置く。（以下「ユニット会議」という。）

2 ユニット会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6 ユニットの事務は、学務課が行う。

(雑則)

第7 この申合せに定めるもののほか、ユニットの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

2 部門設置要項附則第3項に基づき、協働教育センターの名称は引き続き呼称として使用する。